

令和5年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月15日(木)
午前9時30分～午前11時10分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 18 名
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人なし

令和5年度第3回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員は0名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第3回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号11番、河本隆一委員と、議席番号12番、坂田謙祐委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、697㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から南西へ約940mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、維持管理及び耕作が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、4,695㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約4.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難になったことから、農業後継者である息子に、生前贈与するものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、 の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。

贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、464㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約3.1kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、県外に居住しており、耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

譲受人は、この度、新規に営農活動を始めますが、営農計画書には、譲受人の妻は、農業短期大学を卒業し、海外での野菜栽培の経験がある旨が、記載されておりました。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、豆類や芋類等の野菜を栽培する予定です。

贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、501㎡、位置図は12、13ページ、公図は、14、15ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から西へ約1.2kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、耕作をしていない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、XXXXXXXXXXの距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

議席2番の新久保です。1番の案件について、現地確認の結果を報告します。6月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認をいたしました。

申請内容は譲渡人が、維持管理が困難なために、以前から利用権による耕作者であった譲受人に譲渡するものです。

譲受人は、営農に必要な農機具を保有しており、今後も経営規模の拡大を図るもので、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきましては、議席番号14番、私、山田が報告をいたします。

14番山田です。6月5日、農業委員2名と事務局1名で現地調査いたしました。

申請概要は、事務局から説明のあったとおりです。高齢により耕作が困難になった譲渡人が農業後継者である譲受人に譲渡するものです。贈与による所有権の移動です。

譲受人は、他の業種の経営の傍ら、譲渡人が保有する農機具により農地の維持管理を行うものであり、何ら問題はないものと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番坂田です。3番の案件につきましてご説明をいたします。6月7日に農業委員2名と事務局1名で現地を確認いたしました。

町外の方が菊川に移住されて、農業をされるということで、空き家を購入され、農地も一緒に取得されて農業をされます。事務局からもありましたように、豆類やイモ類等の野菜を植えられて、地元の直売所やインターネットで販売されるということです。夫婦でされるのですが、ご主人は脱サラされ、農業経験は初めてということですが、奥さんが農業短期大学で3年間、研修されていて、経験があるということです。

農機具の方も耕運機や軽トラを購入されて、やられるということで、問題ないと思います。

現地確認の時にご主人がおられ、話をしましたが、まじめな方で意欲も感じられ、若い方ですので、期待もしております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、現地調査報告を議席番号10番、田上光義委員。譲受人につきましては、議席番号7番、下田敏純委員に、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番田上です。現地確認を6月6日に事務局2名と農業委員2名で行いました。

申請地を確認しましたところ、以前は雑草が繁茂しておりましたが、きれいに刈られていました。水稻については可能かなと判断します。ただ、譲受人は機械

等は所有しているということですが、少し耕作地の距離が離れている点に懸念があると思いますが、他には支障はないと思いますので、よろしくご審議の程、お願いします。

議長（山田会長）

それでは、譲受人につきましては、議席番号7番、下田敏純委員に、報告をお願いします。

下田敏純委員

7番下田です、よろしくお願いします。譲受人は内日地区で農業も経営されており、農福連携のかたちでしっかり農業をされています。機械類は、コンバインから田植え機等、全て一式揃っているの、しっかりやってくれると思います。内日ではかなり活躍されている農業者です。よろしくお願いします。

議長（山田会長）

以上で、事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番から4番につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書16ページをお開きください。1番、本件の申請地は、令和2年度第4回総会にてご報告いたしました、農地造成届出地の一部でございますが、この度の申請地部分の除外を目的に、農地造成計画変更届書が提出されており、6月5日に、農業委員による、現地調査も終了しております。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、17、18ページ、公図は19ページで、土地利用計画図は20ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約430mに位置している、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、農機具倉庫の建築でございます。

申請理由につきましては、新たに購入予定の農耕用作業車を格納する倉庫がないことから、耕作地や自宅からも近くに位置している申請地に、倉庫を建築し、合わせて、進入路の整備を計画したものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、一部は、私水路で分断しており、進入路部分には、碎石を敷き均し、残りの部分は、造成により勾配調整を行う計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、私水路から、農業用排水路又は、直接、農業用排水路に放流されます。また、一部の表面雨水は、隣接地に放流されますが、申請者の所有地であり、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和2年頃に、農地法の許可及び倉庫の建築に必要な申請手続きを行うことなく、農機具倉庫が建築され、進入路として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。この度の申請については、建築指導課にも相談がされており、建物の一部は、解体し、改めて、建築する計画となっております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。6月5日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認に参りました。

申請地は、安岡小学校近くにある宅地が進んでいる第2種農地です。造成された地目は畑です。現地に行くと、既に進入路が出来ており、倉庫が建てられ、田

植え機が置かれていました。畑には花きが植えられていました。申請者は水稻栽培を中心に営農を行っています。周辺農地は申請者の農地で、支障はないと思われれます。農機具を格納する倉庫ということで致し方ないと思われれます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

金田豊和委員

16番の金田です。農機具の進入路ということですが、進入路の幅員が適正か分からなければ判断できないと思います。幅員を教えてください。

事務局（岡本事務局主任）

6mとなっております。

金田豊和委員

農機具用の進入路としては広すぎるのではないかと。

事務局（岡本事務局主任）

事務局として、農機具用としては広いと感じております。ただ、両側に水路が設置されていたために、道幅を狭くするというのは難しいと判断しました。

議長（山田会長）

金田委員、よろしいですか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書21ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、25、26ページ、公図は、27ページ、土地利用計画図は28ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、西へ約1.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」となります。

該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、店舗への通路整備を目的に、店舗の敷地拡張を行うもので、申請理由につきましては、来客者等の利便性を考え、申請地に、新たな通路の整備を計画したもので、県外に居住している貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。本案件の、一体利用地1筆は、借受人の所有地で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内には、碎石を敷き均し、法面は、芝張りで養生する計画となっております。

申請地からの汚水の発生はございませんが、一体利用地からの汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、私水路から農業用排水路に放流されます。また、表面雨水の一部が、隣接地にも放流されますが、土地所有者である貸付人は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和5年1月から、農地法の許可なく、申請地内に碎石を敷き均し通路として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、第1種農地ではございますが、店舗敷地の拡張に係る部分の面積が既存敷地の2分の1を超えていないことから、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

21ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、29、30ページ、公図は、31ページ、土地利用計画図は32ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北西へ約3.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、現在、アパート住まいの借受人が、実家からも近く、父親が所有している申請地を選定し、自己用住宅の建築を計画したもので、借受人の要望に父親である貸付人が応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。本案件の、一体利用地1筆は、貸付人の所有地で、土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は、市道の加工部分と法定外公共物の使用部分のみで、施工等に必要な申請書が全て提出されております。

なお、本案件の計画面積は、500㎡を超えておりますが、通路部分を除く有効実測面積は、496.93㎡になることから、土地利用計画及び建ぺい率からみて計画面積は、適当であると判断いたしました。

申請地には、隣接した農地はございません。汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、地元自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

3番、4番は、関連案件となっておりますので、合わせてご説明いたします。

3番の転用目的は、国から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、太陽光発電設備を設置するもので、4番は、3番の太陽光発電設備の設置に必要な、工事用進入路を整備するものでございます。

総会議案書は、22ページとなります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、33、34ページ、3番の公図は、35、36ページ、4番の公図は、38ページ、3番の土地利用計画図は37ページ、4番の土地利用計画図は39ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所小月支所から、北東へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

3番の申請理由につきましては、申請地周辺は、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、農業に従事しておらず、農作業の委託先も見つからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

また、4番の申請理由は、3番の太陽光発電設備の設置工事に必要な進入路が確保出来ないことからこの度の計画に至ったもので、借受人が要望し、貸付人が応じたものでございます。

3番は、売買による所有権の移転となっており、4番は、使用貸借による権利の設定となっております。どちらの案件も一体利用地がございしますが、法定外公物の加工部分と使用部分のみで、施工等に必要な申請書が全て提出されており、確保は確実で、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には、行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接した農地が一部ございしますが、申請地内に水路を整備する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の新設水路から農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、4番の案件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後1箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

総会議案書37ページの、土地利用計画図をご覧ください。

この度の計画では、申請地内に水路を整備する計画となっておりますが、現地を確認したところ、整地のみでは、水路の設置箇所に疑義が生じております。申請地内の一部には、高低差があり、計画どおりに水路を設置するのであれば、造成工事が必要と判断いたしました。現地調査終了後に、その旨を、申請代理人に報告したところ、水路位置が変更された、土地利用計画図が再提出されましたが、事務局は、現地調査終了後の図面変更は補正には該当しないと判断し、本案件については、許可相当との判断には至っておりませんので、保留相当と考えます。

なお、申請地は、第2種農地でございますので、現在、再提出いただいている、土地利用計画図の補正、又は、被害防除計画書の変更がなされれば、許可できる案件と考えています。

総会議案書23ページをお開きください。5番、説明の前に議案書の訂正がございします。備考欄に、実測面積の記載が漏れておりましたので、本日お配りしております、総会議案書の訂正にてお示ししておりますので、そちらも合わせて、ご覧ください。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおり

りでございます。

位置図は、40、41ページ、公図は、42、43ページ、土地利用計画図は44ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から、北西へ約1.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった、農業振興地域内農用地区域内に指定された農地で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、山陽新幹線斜面防災対策工事に伴う作業ヤードの設置でございます。申請理由につきましては、この度の工事の施工に必要な、作業ヤードの設置が、JR用地のみでは確保が困難なことから、現場からも近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、借受人の要望に、貸付人が応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件の、一体利用地は、市道占用部分のみで、道路占用許可申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土砂流出対策用の土のう袋を設置する計画となっております。

し尿は、汲み取り式で、雨水のみ、農業用排水路又は道路側溝に放流されます。また、表面雨水の一部が隣接地にも放流されますが、土地所有者である貸付人は、承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、「一時的な転用」であり、令和5年10月31日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。

本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、かつ、当該利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められ、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書も提出されていることから、「農地法施行令第11条第1項第1号」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

23ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、45、46ページ、公図は、47ページ、土地利用計画図は48ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から、北東へ約1.1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、ドッグランでございます。申請理由につきましては、借受人が経営しているペットサロンの顧客から預かる動物の飼育環境向上のため、店舗の敷地に隣接している申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、借受人の要望に、貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書24ページをお開きください。7番、本件の申請地は、令和3年度第6回総会にてご報告いたしました、農地造成届出地、7筆に含まれている農地でございますが、この度の申請地3筆の除外を目的に、農地造成計画変更届書が提出されており、6月6日に、農業委員による、現地調査も終了しております。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、49、50ページ、公図は51ページで、土地利用計画図は52ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線川棚温泉駅から南西へ約590mに位置している都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた区域内に位置している農地で、「第三種農地」となります。

該当条文は、議案書記載で、転用目的は、事業用地の整備でございます。申請理由につきましては、事業拡大のため、新たに不動産の賃貸管理事業を計画した借受人が、申請地周辺は、病院や薬局等が立ち並び、需要が見込まれることから、申請地を選定し、この度の計画に至ったもので、耕作していない、各貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件の一体利用地の2筆については、貸付人の所有地で、土地所有者として承諾済みで、土地の借受人からは、承諾書が提出されております。残りの一体利用地は、法定外公共物の加工部分と用途廃止部分のみで、法定外公共物加工許可書と担当課の受付印が押印された法定外公共物用途廃止申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。また、申請地から市道には、隣接地を通行することとなりますが、土地所

有者及び土地の借受人は、承諾しており支障ないと判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、造成し、法面は、芝張りで養生する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、水利計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の計画は、造成のみを目的とする申請となっておりますが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域内にある農地でございますので、農地法施行規則第47条第5号に該当し、例外的に認められております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。1番の案件につきまして、ご説明いたします。6月7日に農業委員2名と事務局1名で、現地を確認いたしました。

地権者の方は遠方に居られて、こちらに居られないということです。今回の申請地に隣接する家があり、この度の借受人が借りてカフェを営業されております。その店舗への進入路が一つありますが、丁度、交差点に位置しており、勝手が悪いと、当該地の一部を地権者の了解を得て埋め立て、店舗に入る道を作られていたところ、農地利用最適化推進委員が無断転用に気付かれ、指導されて今回の申請となりました。事務局からありましたように、道についてはしっかり整備がされており、周辺農地には影響はありません。1種農地ですが許可基準を満たしており、致し方がないと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号13番、伊田喜弘委員、報告をお願いいたします。

伊田喜弘委員

13番伊田です。議案第3号番号2について調査結果をご報告いたします。令和5年6月7日に事務局1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請地は原野と公道に隣接し、近隣は宅地や山林等で他の農地に与える影響は全くないと思います。畑地としての耕作はされていないようでしたが、草刈り等は行われ管理はされていたようです。

転用理由等や事業計画等は、事務局の説明の通りです。転用後は、譲渡人の息子である譲受人が隣接する原野398平方メートルと一体的に利用し、自己用住宅の建設を予定しています。

排水計画について説明します、雨水は、ためますや自然流下で排水します。なお、汚水のし尿や生活雑排水などは合併浄化槽で処理し排水します。

懸念すべき事項はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番から5番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3番、4番、5番の案件について、現地確認の結果を報告します。3件とも6月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

先ず3番の案件ですが、申請地内は高低差があり、西側半分が東側に比べ約1mから1.5m位低く、雑草が繁茂した状態でありました。

申請内容は、事務局の説明どおりで、譲渡人は市外に居住し、農作業の委託先も見つからないため、太陽光発電施設を計画した譲受人に売買により譲渡するものです。

汚水はなく、雨水は申請地内の新設水路から、東側の農業用排水路に放流する計画ですが、西側の申請地が低いため、雨水の放流は出来ないと思われま。

次に4番の案件ですが、申請地は雑草が繁茂し、ここ数年、耕作していない状態であります。

譲受人の3番の太陽光発電施設の建設工事に必要な進入路を整備する計画に、譲渡人が使用貸借に応じたものです。譲受人から原状回復誓約書が提出されており、問題ないと思いますが、3番との関連がありますので、全体的な計画について、再度、申請者に指導を要するものと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に5番の案件ですが、申請地は、新幹線用地に沿った道路に面した位置にあ

り、農地のおおむね2分の1を一時的に転用するものであります。

申請内容は、事務局の説明のとおりで、新幹線斜面の防災工事のため、申請地を作業ヤードとして、詰所1棟、簡易トイレ2基を設置し、他は工事車両や資材置場に利用するものであります。

申請地を盛土するため、隣接する農地の土砂流出対策として土のうを設置するもので、汚水はなく、雨水は農業用排水路から道路側溝に放流するものです。周辺農地に支障なく、譲受人からは、原状回復誓約書が提出されており、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番の下田です。議案第3号の7番ですが、6月7日に委員2名事、務局2名で現地確認をしました。

現地は住居に隣接しており、若干の草はみられましたが、保全管理されてきました。

借受人は今回借り受ける農地の隣の自宅にてペットサロンを経営しており、ドッグランの設置を計画しました。汚水の発生はなく、雨水は側溝に放流されま

す。

基盤整備された農地の隣接地で第1種農地ですが、未整備田で狭小農地です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします

議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番の田上でございます。7番の案件について申し上げます。6月6日に農業委員2名・事務局職員2名で現地確認に参りました。

以前からこの一帯は、私の知る限りここ30年位は耕作をされておられませんでした。貸付人は他1名となっておりますが、この方は体調を崩されて、もう農業ができる状態ではございません。今回の貸付けにあたって、非常に助かるのではないかと思います。今後の管理で、安心できれば良いと思います。よって、

いた仕方がないと、思われます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

伊田喜弘委員

1 3 番の伊田です。事務局及び担当委員からの説明で、3 番 4 番につきまして、懸念事項があるということです。このまま採決することには疑義がありますが、いかがですか。

事務局（岡本事務局主任）

3 番と 4 番につきまして、先に事務局としての考えを説明させていただきました。現地調査の農業委員さんからも再度、精査するように指示をいただいております。今からご採決いただきますが、事務局としては、保留案件ではないかなと考えております。

議長（山田会長）

これから採決するにあたり、疑義や書類不備の生じている 3 番、4 番は保留に向けた採決を求める形になると思います。

伊田喜弘委員

3、4 番は、一度申請があつて、その内容を現地確認したら疑義があり、再度申し込みをさせ、もう一度見に行ったら、まだおかしかった。と受け取ったのですが、それでよろしいですか。

事務局（岡本事務局主任）

再度、説明させていただきます。申請者から土地利用計画図が提出されましたので、今月の初旬に現地調査を農業委員と行いました。その時に水路についての疑義が生じたので、その旨を相手方に伝えました。すると、新しく水路を変えた土地利用計画図が提出されました。事務局としては、調査後の差替えになりますので、これは補正ではない、と判断しました。本日議案書にお示ししているのは、最初に提出された土地利用計画図となっております。

伊田喜弘委員

現地調査は1回だけで、再度提出されたものについては、まだ現地調査はされていない、ということによろしいですね。

事務局（岡本事務局主任）

そのとおりでございます

伊田喜弘委員

これは要望になると思いますが、太陽光発電施設を設置することに反対するというわけではないのですが、この地区は投資目的の対象になりそうな地域であると、私は考えています。したがって、厳格に取り扱っていただきたいと思います

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、1番、2番及び5番から7番については「許可」とし、3番及び4番については、「保留」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって1番、2番及び5番から7番については、許可とし、3番及び4番については、保留とすることと決しました。

なお、議案第3号1番、5番、6番、7番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、この案件について、議席番号■番、■委員が、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に該当しています。■委員には、審議の間の退室をお願いします。

（該当委員 退席）

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書53ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年6月30日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、54ページから70ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年6月30日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長（山田会長）

それでは、 委員は着席をお願いいたします。

（該当委員 着席）

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 土地改良法第3条第2項の規定による承認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明します。総会議案書71ページをお開きください。

この案件は、土地改良事業への参加資格の交替の申出に対し、農業委員会が承認の可否を決定するものです。

農用地を利用権等の権原に基づき耕作している場合、借り手である耕作者に土地改良事業への参加資格があると、土地改良法第3条で規定されています。しかし、耕作者と所有者から合意によって参加資格を交替する旨の申出があり、農業委員会がこれを承認すれば、所有者に参加資格が交替する旨が、同法第3条に規定されています。

今回申請のあった「資格交替の承認」に関しましては、両者の合意がなされていることから特に支障がなく、申出のとおり承認することが妥当であると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番の案件について、現地確認の結果を報告します。

6月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、すでに水稻が作付けられていました。

申請内容は、先ほど事務局の説明どおりで、土地改良事業の推進に伴い参加資格を取得するための申請であります。

参加資格者は、本来は耕作者であります。農業委員会の承認があれば所有者でも取得されるもので、今回、現資格者と新資格者とで、すでに合意済みであり、承認することに問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号土地改良法第3条第2項の規定による承認について」、承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。その旨、申し出者に回答することといたします。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明します。総会議案書72ページをご覧ください。提案理由は、72ページに記載しておりますとおり、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり、公表内容について決定を求めようとするものでございます。賃借料の情報提供につきましては、平成21年12月の改正農地法施行後、実施しているものでございます。

73ページをお開きください。73ページの「農地賃借料情報（令和4年度）【案】」は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用貸借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10a以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。

下関区域は14地区、豊浦は5地区、菊川は3地区、豊田は5地区、豊北は8地区に区分しております。74ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。

続いて「議案第6号関係資料」の1ページをご覧ください。こちらは、総会議案書73、74ページの賃借料情報を、5区域のみに区分し、表にしたものでございます。

関係資料の2ページをご覧ください。こちらは、令和2年度、令和3年度及び令和4年度の賃貸借の数値をまとめたものでございます。

なお、承認後、関係資料の1ページの内容を市のホームページへ掲載いたします。また、総会議案書73、74ページの内容につきましては、利用権設定期間終了通知を送付する際に同封し、事務局窓口や農協支所等でも希望者へ配布できるようにする予定でございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第7号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」、「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決定しました。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第7「議案第7号下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

説明の前に議案書の訂正がございます。

議案第7号関係資料②の4ページの別表内の最下段、神田と角島区域の定数がそれぞれ「1名」と記載していますが、正しくは、区分けがなく、両地域で「2名」でございます。本日お配りいたしました議案第7号関係資料②、P4ページ（差し替え分）にて、ご確認願います。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。総会議案書75ページをお開きください。今回改正の主旨ですが、任期満了による今回の下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任にあわせまして、令和3年1月25日付けで、市が通知を出しておりました「申請書等における押印等の見直しに係る方針について」に基づき、本要綱の様式第1号から様式第3号に定める氏名の自署及び押印の廃止をしようとするものです。

あわせて、推薦及び応募の資格において、該当しない者である市の職員を「一般職」とすることを追加。また、「普及指導員経験者等」の該当の有無につきましての記載項目を追加し、それに伴う様式各号の表中の修正を行いました。関係資料として、新旧対比表をお付けしております。

また、改正後の各様式を、議案第7号関係資料③として、本日、お配りしておりますので、そちらも合わせて、ご覧ください。

施行日は、ご承認をいただければ、本日、6月15日となります。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 下関市農業委員会専門委員会設置要綱の一部改正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書76ページをお開きください。議案第8号関係資料①、改正の新旧対照表と議案第8号関係資料②、改正後の設置要綱も合わせて、ご覧ください。

提案理由は、下関市農業委員会専門委員会設置要綱の所掌事務の一部を変更するものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伊田喜弘委員

今、二つの農地利用最適化推進委員や専門委員会に関する議案ですが、原案に疑義は感じないと思いますが、農業委員として採決に係るのですから、もう少し丁寧に内容を説明していただいて、それから採決をしていただければ、と思います。いかがでしょうか。

事務局（足立事務局次長）

申し訳ございませんでした。農地利用最適化推進委員選任に関する要綱からご説明させていただきます。

この要綱につきましては、推進委員の任期満了に伴いまして、その選任についての必要な事項を定めているものです。議案関係資料②をご覧くださいと思います。

第1条では、この要綱の趣旨を、第2条で担当区域と推進委員の数の取り決めについて記載しております。第3条で、推進委員の選任方法として、一般推薦、団体等からの推薦、一般応募があります。第4条で、その資格について記載しており、(2)の「市の職員」につきまして、今回「市の職員（一般職員）」と変更させていただきました。これにより特別職は外れることとなります。第5条で、推薦の手続き等について、第6条では、募集の場合の手続き等について記載しており、書類の提出方法等についてです。第7条では、推薦、募集の周知方法を記載しており、第8条では、推薦者や応募者の氏名等の公表について記載しております。個人情報ではありますが、推進委員の選任におきましては、公表させていただきますので、ここに明記しております。第9条で、候補者の評価につきまして、第10条で、評価の報告を受けて農業委員会で決定する旨を定めています。第11条は、推進委員の事情等により、任期途中で欠員が生じた場合の補充について、第12条でその他、要綱にないものは、農業委員会で別に定めるとしております。

今回の一部改正の内容は、第4条の「一般職員」の追加。推薦、募集の各様式内の「自署」、「印」の削除と「普及指導員経験者等」の記載欄の追加に、これに伴う「経歴欄」の1行削除でございます。

事務局（岡本事務局主任）

専門委員会設置要綱の一部改正について、ご説明します。今の設置要綱は令和2年の制定から3年経過し、3つの専門委員会で、ボリュームの差が出てきている点と法律改正等により、必要のなくなった案件や追加される案件がございましたので、専門委員会の方で協議させていただき、今回提出させていただいております。

一番大きいのは、法改正により「地域計画」に関することが加わっており、「人・農地プラン」と「下限面積」等に関することを外しております。

これらとともに、3つの専門委員会がなるべく、同じにボリュームになるように、今回提案させていただいております。以上でございます。

議長（山田会長）

要項第7条にある周知の時期は、いつ頃になりますか。

事務局（足立事務局次長）

募集期間の開始を7月末からと考えておりますので、それに間に合うように行います。それに合わせて各関係団体への周知活動も行ってまいります。

議長（山田会長）

評価委員会について、お願いします。

事務局（足立事務局次長）

評価委員会の開催は、11月頃を考えております。評価委員の構成は、農業委員会会長、会長職務代理者と会長が指名する4名以内の委員及び農業委員会事務局長となっております。

議長（山田会長）

農業委員から会長等のほか4名の評価委員が選任されて、評価委員会が組織され、ご意見を賜ることになります。皆様、よろしくお願いします。

他に、ご意見等はございませんか。

伊田喜弘委員

13番伊田です。専門委員会につきまして、総会の後に3つに分かれて協議するのは、大変結構かと思えます。ただ、各専門委員会で委員長も決めているので、委員会の中で方向性とか決まったことがあれば、委員長が総会で報告する場があれば、皆が同じような認識に立てる、専門委員会の活性化に繋がると思われます。そういった場を是非、設けていただきたい、と要望します。

事務局（足立事務局次長）

こういった形になるかは、はっきりとは申せませんが、検討させていただきます。ご意見をありがとうございます。

議長（山田会長）

前向きに取り組んでいくということですが、各専門委員会の委員長さんのご認識も必要となりますので、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 下関市農業委員会専門委員会設置要綱の一部改正について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「議案第9号 現地調査申し合せ事項の一部改正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書77ページをお開きください。議案第9号関係資料①、改正の新旧対照表と議案第9号関係資料②、改正後の申し合せ事項を合わせてご覧ください。

提案理由は、現況確認書交付事務取扱要領の改正等に伴い、現地調査申し合せ事項の一部を改正しようとするものでございます。

詳しくご説明いたします。この度の、現況確認書交付事務取扱要領の改正により、非農地として認定する場合の基準に、公共事業や周辺開発に伴う残地、狭小・不整形な土地が追加されました。

事務局といたしましては、このような判断については、農業委員のみで現地調査とし、総会にて、ご審議いただければと考えております。

また、関係機関からの照会を含む農地転用事実の証明願については、以前から、必要に応じて行っておりましたので、現地調査の対象に追加し、現在、申し合せ事項において、現地調査の対象となっている、市街化区域の農地転用届出の記載を削除しようとするものです。

以上でございます。

議長（山田会長）

それでは、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「現地調査申し合せ事項の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上、審議事項はすべて終了いたしました。

議長（山田会長）

次に、日程第10「報告第1号」から、日程第24「報告第15号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご報告いたします。総会議案書78から81ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、13件ございました。

82ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

83ページ、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

88ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

89ページ、報告第5号「現況確認について」は、3件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

100ページ、報告第6号「農地造成計画変更届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

109ページ、報告第7号「農地造成期間延長願について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

110ページ、報告第8号「農地造成完了届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

111ページ、報告第9号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交

付いたしました。

112から114ページ、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が10件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

115ページ、報告第11号「特定農地貸付け廃止届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づいて設置していた下関市市民農園を閉園したことによるものでございます。

116、117ページ、報告第12号「農地の転用事実に関する証明について」は5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について、既に、農業委員による現地確認が終了しており、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

118、119ページ、報告第13号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。1番の案件については、計画とは違う造成工事がなされており、既に、申請地の大部分は、地目変更され、所有権移転もなされておりましたので、改めて、譲受人に、令和6年6月9日付けで、文書を送付いたしておりますが、昨日までに、何ら、連絡はございません。

120ページ、報告第14号「令和5年度第2回総会議案3号の審議案件の訂正について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。申し訳ございませんでした。

121ページ、報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の訂正について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

ただいまの報告第1号から第15号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第3回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....